特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
14	子ども医療費助成に関する事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

芦北町は、子ども医療費助成費に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項	

評価実施機関名

芦北町長

公表日

令和7年9月30日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	子ども医療費助成に関する事務
②事務の概要	芦北町子ども医療費助成に関する条例に基づき、子ども医療費助成業務を行う。 ①子ども医療費助成の登録申請受付、審査、決定事務 ②子ども医療費助成の受給券または認定通知書交付事務 ③子ども医療費助成の各種届出受付、審査、決定事務 ④子ども医療費助成の資格管理および更新事務 ⑤子ども医療費助成の助成金交付申請受付、審査、支払事務
③システムの名称	子ども医療システム

2. 特定個人情報ファイル名
1. 受給者台帳情報ファイル　2. 所得情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第2項 ・芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条第1項　別表第1　1の項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 ・なし （子ども医療費助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。） 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条第2項　別表第2　1の項	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉課
②所属長の役職名	課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　総務課　　0966-83-9643

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　健康福祉課　　0966-83-9674

9. 規則第9条第2項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数			
評価対象の事務の対象人数は何人か		[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
2. 取扱者数			
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
	いつ時点の計数か	令和7年9月1日 時点	
3. 重大事故			
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		

2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[○]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[ ]接続しない（入手） [○]接続しない（提供）
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		**[　　]人手を介在させる作業はない**
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システム(基幹系システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検　　[　　] 内部監査　　[　　] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		**[　　]全項目評価又は重点項目評価を実施する**
最も優先度が高いと考えられる対策	[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策　　] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総合行政システム(基幹系システム)において、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、副本登録等に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月1日	Ⅰ－3	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項 ・芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条第1項及び第2項　別表第1（1の項）　別表第2（1の項）	・番号法第9条第2項 ・芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条第1項　別表第1　1の項	事後	
平成29年6月1日	Ⅰ－4－②	【情報提供の根拠】 ・なし （子ども医療費助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。） 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第14号　特定個人情報保護委員会が定める規則	【情報提供の根拠】 ・なし （子ども医療費助成に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報提供は行わない。） 【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第14号 ・芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条第2項　別表第2　1の項	事後	
平成29年6月1日	Ⅰ－5－②	宮下　祐一	櫻井　優一	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ－1	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年6月1日	Ⅱ－2	平成27年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅰ－5－②	櫻井　優一	課長	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－1	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和1年6月25日	Ⅱ－2	平成29年4月1日時点	令和1年6月1日時点	事後	
令和4年9月30日	Ⅱ－1	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	
令和4年9月30日	Ⅱ－2	令和1年6月1日時点	令和4年9月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年9月29日	Ⅰ－4－②	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第14号 ・芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条第2項　別表第2　1の項	【情報照会の根拠】 ・番号法第19条第9号 ・芦北町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例　第4条第2項　別表第2　1の項	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ－1	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和5年9月29日	Ⅱ－2	令和4年9月1日時点	令和5年9月1日時点	事後	
令和7年9月30日	Ⅰ－5－①	福祉課	健康福祉課	事後	
令和7年9月30日	Ⅰ－7	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　総務課　　0966-82-2511	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　総務課　　0966-83-9643	事後	
令和7年9月30日	Ⅰ－8	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　福祉課　　0966-82-2511	〒869-5498　熊本県葦北郡芦北町大字芦北2015番地　芦北町役場　健康福祉課　　0966-83-9674	事後	
令和7年9月30日	Ⅱ－1	令和5年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	
令和7年9月30日	Ⅱ－2	令和5年9月1日時点	令和7年9月1日時点	事前	